



令和4年6月16日(木)
国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所

記者発表資料

「みんなで一緒にあらかわろう！」プロジェクト 「荒川下流河川敷利用ルール」を改定 ～河川敷道路は自転車専用道にあらず～

荒川下流河川敷利用ルール検討部会では荒川河川敷利用ルールの一部改定を検討してきました。パブリックコメントでお寄せいただいた意見を踏まえて別紙のとおり改定することとし、令和4年7月1日から運用開始します。

別紙 改定の概要 新旧対照表
また、詳細につきましては、事務所ホームページ
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>) をご確認下さい。

【参考】

「荒川下流河川敷利用ルール」とは
荒川下流河川敷利用ルールは、誰もが安全で快適に荒川下流部を利用することができるよう、国土交通省荒川下流河川事務所と関係自治体（11区2市、1公益財団法人）からなる荒川下流河川敷利用ルール検討部会により平成22年に制定され、平成26年及び平成30年に改定されています。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、
都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所
副 所 長 荒川 佳子 適正利用推進室長 小針 政博
(電話：03-3902-2311[代表])

荒川下流河川敷利用ルールの改定について

1. 背景

荒川下流河川敷利用ルールは、国土交通省荒川下流河川事務所と沿川自治体等が協働して策定し、平成22年4月から運用しています。平成26年に禁止行為、危険・迷惑行為及びマナーに分類した後、平成30年にドローンに関する航空法改正を受け改定しました。今回、問い合わせの多い項目について見直しました。

2. 主な改定点

(1)「ドローン」、「花火」、「自転車」について

●ドローン：100g未満のドローンも飛行禁止であると明文化しました。

（令和4年6月20日から航空法の規制対象が100g以上の機体に拡大されました。）

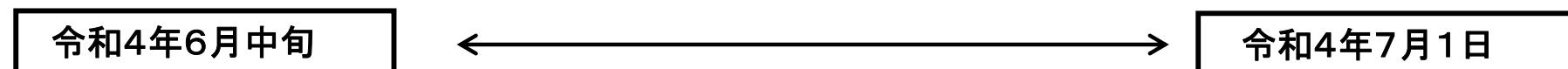
●花火：22時から翌朝6時まで花火禁止としました。また、打ち上げ花火は時間にかかわらず禁止しました。

●自転車：全区間を徐行ととれる表現をやめ、歩行者がいる時は徐行に改めました。
また、自転車、歩行者等はお互いに配慮しましょうとしました。

(2)緊急用河川敷道路等の説明を付け加えました

●緊急用河川敷道路の目的を説明し、自転車専用の道路ではありませんと明記しました。

3. 利用ルール改定までのスケジュール



ルール改定記者発表

ルール改定周知期間

改定ルール施行(運用開始)

「荒川下流河川敷利用ルール」【新旧対照表】

(下線部が改定箇所)

| 新 | 旧（平成30年1月制定） |
|--|--|
| <u>荒川下流河川敷利用ルール</u> | <u>新・荒川下流河川敷利用ルール</u> |
| [リード文] 荒川下流部の河川敷（※1）を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。 | [リード文] 荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。 |
| 禁止行為 法律等で禁止されている行為 | 禁止行為 法律等で禁止されている行為 |
| ①ゴミの不法投棄は禁止です。 <u>根拠法令等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条 | ①ゴミの不法投棄は禁止です。 <u>根拠法律等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法16条 |
| ②たき火やゴミの焼却は禁止です。 <u>根拠法令等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2 <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条</u> | ②たき火やゴミの焼却は禁止です。 <u>根拠法律等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第1号 |
| ③犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。 <u>根拠法令等</u> (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 河川施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号 | ③犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。 <u>根拠法律等</u> (ノーリード) 動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項 東京都動物の愛護および管理に関する条例第9条第1号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第1号 (フンの放置) 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第2号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第4項、同法第16条 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条第6号 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第6条第7号 |
| ④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合を除く）。 <u>根拠法令等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第3号 昭和46年5月1日付け公示（河川管理施設を保全すると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他河川管理者が指定したものを入れること） 平成26年2月23日付け変更公示（河川管理施設を保全すると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他河川管理者が指定したものを入れること） | ④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。 <u>根拠法律等</u> 河川法第29条第1項 同法施行令第16条の4第1項第3号 |

| 新 | 旧（平成30年1月制定） |
|---|--|
| <p>危険・迷惑行為</p> <p>安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為</p> <p>①バットやゴルフクラブなどは<u>使用しない</u>。 ②バーベキューや煮炊きなどは<u>行わない</u>。 ③無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 削除 </div> <p><u>ただし、指定場所を除く。また、占用地（※2）においては占用者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合を除く。</u></p> <p>迷惑行為</p> <p>④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。 ⑤22時から翌朝6時まで花火をしない。</p> | <p>危険・迷惑行為</p> <p>安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為</p> <p>危険行為</p> <p>①バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。 ②バーベキューなどは指定場所以外では行わない。 ③無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。</p> <p>但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。</p> <p>要件1：航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。</p> <p>要件2：航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、それによらず飛行させるとときは、航空法の承認を受けていること。</p> <p>要件3：占用地においては占用者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。</p> <p>なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン機等)を飛行させる場合は適用されません。</p> <p>迷惑行為</p> <p>④他の者に迷惑をかける騒音は出さない。 ⑤22時以降は音の出る花火はしない。</p> |
| <p>マナー</p> <p>①自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。 特に自転車は衝突した際、大事故につながることがあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。</p> <p>②河川敷の道路（※3）に自転車を停めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p> <p>適用範囲</p> <p>利用ルールの適用範囲は、荒川河口から笹目橋までの約30km区間の河川敷（※1）です。</p> | <p>マナー</p> <p>①自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。</p> <p>②河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。</p> <p>③河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。</p> |
| <p>その他</p> <p><u>自治体等による占用地（※2）には、別に定める規則・ルールがありますので、確認し、それを守ってください。</u></p> <p>※1 河川敷 河川敷とは、堤防を含んだ堤防と対岸の堤防に挟まれた区域で、水面を除いた範囲のことです。</p> <p>※2 占用地 占用地とは、公園・スポーツ施設、バーベキュー場等各自治体・公益団体が管理している区域のことです。</p> <p>※3 河川敷の道路 河川敷の道路とは、堤防の上の道路や坂路、緊急用河川敷道路等のことです。 なお、緊急用河川敷道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備されています。平常時は一般に開放し、多くの方々に利用されています。 <u>いずれも自転車専用の道路ではありません。</u></p> | <p>利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。</p> |
| <p>施行 平成26年3月1日 改定 平成30年1月1日 改定 令和4年7月1日</p> | <p>施行平成26年3月1日 改定平成30年1月1日</p> |